

障害者支援施設等との随意契約の範囲の見直しについて



1. 現行

地方公共団体の契約について随意契約によることができる場合として、障害者支援施設等においてその活動の成果として製作された物品を買入れる契約を規定。

※障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う事業所・更生施設（身体、知的）、授産施設（身体、知的、精神）及び福祉工場（身体、知的、精神）、小規模作業所。

2. 今回の見直し

（地方自治法施行令の改正：平成20年2月14日公布・平成20年3月1日施行）

（1）経緯

構造改革特区第10次提案募集（平成18年10月）において、現行で随意契約が可能とされている物品の購入以外にも「地方公共団体が障害者支援施設等と役務提供に係る随意契約を行うことを可能とすること」について特区提案が行われ、政府として「平成19年度中に結論」としていた。

（2）改正内容

地方公共団体の契約について随意契約によることができる場合として、地方公共団体が障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約を追加。

物品の具体例

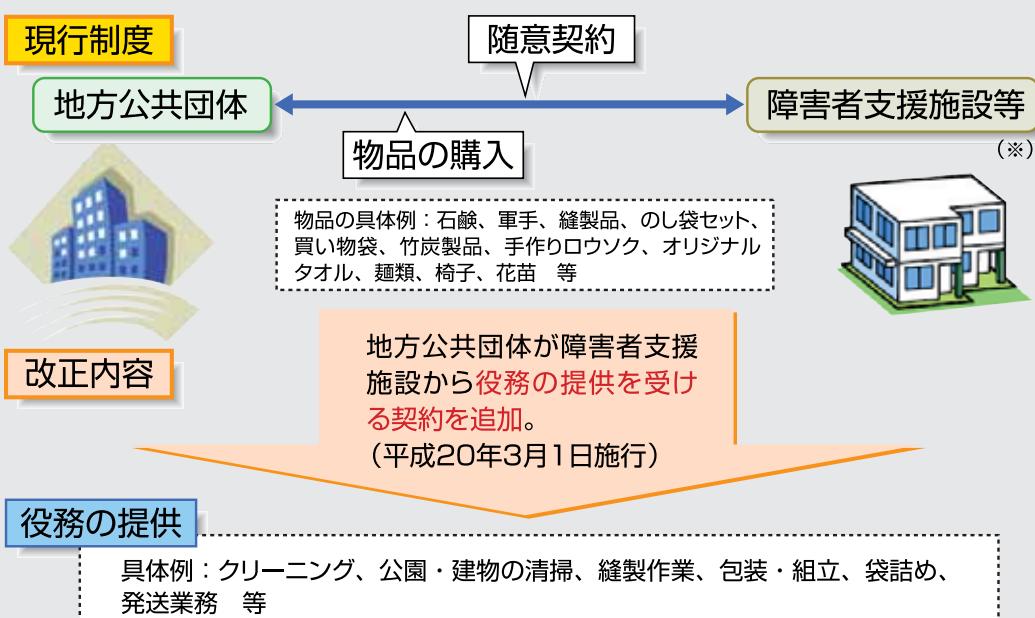
石鹼、軍手、縫製品、のし袋セット、買い物袋、竹炭製品、手作り口ウソク、オリジナルタオル、麺類、椅子、花苗 等



役務の具体例（今般の改正で追加）

クリーニング、公園・建物の清掃、縫製作業、包装・組立、袋詰め、発送業務 等
役務の提供役務の提供

障害者支援施設等との随意契約の範囲の見直し



※障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う事業所・更生施設（身体、知的）、授産施設（身体、知的、精神）及び福祉工場（身体、知的、精神）、小規模作業所。

県内の障害者施設の自主製品を買うならココ!
お互いに支えあう社会を目指して、
頑張っている施設の商品を販売する

セルフの店 ゆい

県内の障害者施設の自主生産品ショップ

《販売品名・メニュー》

弁当、おにぎり、パン、ケーキ、ラスク、クッキー、ポン菓子、ドライフルーツチップ、ジャム、椎茸製品ハーブ製品、縫製類、陶器類、藍染め製品、お箸置きコースター、ポプリ等



セルフの店 ゆい

〒920-8580 金沢市鞍月1-1
石川県庁行政庁舎2階 互助会売店内
TEL.090-4328-8988
E-mail : ishikawa-selp@docomo.ne.jp

営業時間 10:00~18:00
定休日 祝祭日、盆、年末年始 休業
運営施設 石川セルフ振興センター
URL : <http://www.ishikawa-selp.jp/>

石川県庁内・互助会売店の一角に作られた、石川セルフ振興センター運営の販売店です。会議・会合その他諸活動に昼食弁当の一括受注も可能です。事前に「ゆい」までご相談下さい。



「セルフの店 ゆい」とは…

「ゆい」とは、結う、結ぶ、結合、共同を意味します。昔、一時に大勢の労働を必要とした農漁山村の近隣、同族等で行われた共同互助労働交換の風習のようです。

我々セルフの仲間も、この意味と同じく、各社会就労センターの団結と絆を強め深めるものとして、

- (1) お互いに労働を提供し助け合うこと。
- (2) 仕事をする仲間と会し、基本的には自立、自助を進める店の名前として、位置づけるものです。